

平成22年12月8日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 坂本香織

平成22年(ネ)第4225号損害賠償請求控訴事件 (原審・東京地方裁判所平成20年(ワ)第21691号)

口頭弁論終結日 平成22年10月27日

判 決

東京都 [REDACTED]

控訴人 (被告) 秋 谷 [REDACTED]

東京都 [REDACTED]

控訴人 (被告) 高 山 [REDACTED]

上記兩名訴訟代理人弁護士 前 田 博 之

同 土 屋 真 理

同 桐 原 明 子

東京都 [REDACTED]

被控訴人 (原告) [REDACTED]

訴訟代理人弁護士 荒 井 哲 朗

同 白 井 晶 子

同 太 田 賢 志

同 佐 藤 顕 子

訴訟復代理人弁護士 五 反 章 裕

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 なお、原判決主文第1項は、被控訴人の請求の減縮により、「控訴人

らは、被控訴人に対し、連帯して4840万円及びこれに対する控訴人秋谷■■■■■については平成20年9月12日から、控訴人高山■■■■■については平成21年6月5日から、それぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。」と変更されている。

3 控訴費用は、控訴人らの負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中、控訴人ら敗訴部分を取り消す。
- 2 上記取消部分に係る被控訴人の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

- 1 本件は、被控訴人が、資産運用に関するコンサルタント業を営んでいる株式会社日本プライベートバンキングコンサルタンツ（以下「プライベート社」という。）の従業員らによる違法な投資勧誘行為によって損害を被ったと主張して、プライベート社の代表取締役であった控訴人秋谷■■■■■（以下「控訴人秋谷」という。）及び取締役であった控訴人高山■■■■■（以下「控訴人高山」という。）に対し、旧商法266条ノ3、会社法429条1項に基づく損害賠償として、5101万1377円及びこれに対する訴状送達の日（控訴人秋谷につき平成20年9月12日、控訴人高山につき平成21年6月5日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める事案である。

原審は、被控訴人の請求を5040万円及びこれに対する訴状送達の日（翌

日から支払済みまで年5分の割合による金員の連帯支払を求める限度で認容し、その余の請求をいずれも棄却したところ、控訴人らが控訴した。

なお、被控訴人は、当審において、主文第2項のとおりに請求を減縮した。

2 本件における争いのない事実及び当事者の主張は、下記3に当事者の当審における主張を付加ないし補足するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の第2の1項から3項まで（原判決2頁13行目から同7頁1行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 当事者の当審における主張

(1) 控訴人ら

ア(ア) 本件金融商品①の内容を説明する甲4号証の16頁には、「本件は、元本および利益を保証した出資の募集を行うものではありません。」と元本を保証しない旨が明記されている。また、甲4号証には「償還時の元本を100%確保しつつ、年率10%程度の利回りで元本が安定的に成長するように設計されております。」という記載があるところ、これは、元本を確保できるように設計しているという趣旨であって、元本を保証するという趣旨ではなく、JPB社らでは、「元本確保型」といった記載のある書面を客に見せるときには、「元本確保型」というのは元本を保証しているわけではないことを説明していた。したがって、甲4号証の記載をもって、本件金融商品①について元本の保証されたファンドであると説明していたとすることはできない。また、JPB社らでは、客が書面に署名する場合には、従業員が客に書面の内容を説明した上で署名してもらっていたところ、被控訴人は商品概要を読んだ旨の記載の

ある乙10号証やリスクが強く指摘されている乙11号証の1、乙15号証の1に署名し、本件金融商品①の目論見書などの交付も受けていた
のであるから、被控訴人は、本件金融商品①が元本を保証しないものであり、リスクを伴うものであることを認識した上で、その購入を指示したことは明らかである。

(イ) 寺澤は、被控訴人に対し、本件金融商品②についてリスクの説明をしている。被控訴人は、本件金融商品②の購入を指示した平成16年7月21日の直後である同月27日、元本が保証されないことが明記されている乙20号証に署名している。また、被控訴人は、株式購入に当たり説明を受けた旨の記載のある乙20号証やリスクが強く指摘されている乙21号証の1に署名し、本件金融商品②の目論見書などの交付も受けていたのであるから、被控訴人は、本件金融商品②が元本を保証しないものであり、リスクを伴うものであることを認識した上で、その購入を指示したことは明らかである。

(ウ) 寺澤は、被控訴人に対し、本件金融商品③についてリスクの説明をしている。被控訴人は、本件金融商品③の購入を初めて指示した平成16年7月21日の後である同年9月14日、元本が保証されないことが明記されているとともに、株式購入に当たり説明を受けた旨の記載のある乙25号証に署名しているのであり、本件金融商品③の定款などの交付も受けていたのであるから、被控訴人は、本件金融商品③が元本を保証しないものであり、リスクを伴うものであることを認識した上で、その購入を指示したことは明らかである。

イ(ア) プライベート社は、平成16年10月28日、それまで行ってきたプライベートバンクの紹介・事務代行業務などを含む資産運用に関するコンサルタント業務をJPB社に引き継がせており、本件金融商品③、④については、花岡及び寺澤がJPB社の従業員として被控訴人に紹介したものであるから、プライベート社の代表取締役や取締役であった控訴人らが責任を問われる理由は全くない。

(イ) 以下の事情に照らすと、控訴人らには任務懈怠について悪意又は重過失はない。

a 磯辺は、プライベート社のオーナーであり、実質的な経営者・業務執行者であり、磯辺のみがプライベート社の業務内容や経営内容を把握していた。営業報告会議は単なる磯辺に対する報告会であり、顧客に紹介する金融商品を決めてポートフォリオを組むのも磯辺の役割であり、従業員は磯辺の指示に従って営業活動を行っていたものである。磯辺は、経理を外部の会計事務所に頼み、プライベート社の資金繰りが役員や従業員に明らかにならないようにしていた。プライベート社では一度も取締役会が開催されたことがなく、一切の決裁を磯辺が独断専行的に行っていた。磯辺は、激情型の性格であり、自分と異なる意見を言う者を即時解雇したりしており、控訴人らも磯辺に意見できるような状態ではなかった。

b 控訴人秋谷は、プライベート社の取締役就任後も、それまでと同じように、プライベート社のグループ会社においてベンチャーキャピタルの仕事の続け、その後、合併会社の設立準備のために出向し、さら

に、上記グループ会社が設立した損保代理店の社長に就任し、平成17年末までその職に就いていた。控訴人秋谷は、員数合わせのために代表取締役就任したものであり、プライベート社の代表取締役就任したからといって、役員報酬は一切もらっていない。控訴人秋谷は、磯辺からプライベート社の営業状態や資金繰り等の経営状態について説明を受けたことはなく、その詳細を具体的に把握することはできなかった。仮に、控訴人秋谷が磯辺に何か意見したとしても、金融の知識に大きな差があり、磯辺が控訴人秋谷の意見を聞くはずがなく、プライベート社の経営や業務に関し、控訴人秋谷の磯辺に対する影響力はほとんどなかった。

控訴人高山は、プライベート社の取締役就任後も、それまでと同じように、プライベート社において、顧客から資産の運用ニーズを聞いて、そのニーズにあった金融商品を紹介して、FP料をもらうという仕事を続けた。その後、2か月ほど顧客にプライベートバンクへ送金した上で運用することを勧めた時期があったが、その後は、プライベートバンクに口座を開設した顧客を対象としたPBクラブの会員に向けたサービスメニューの企画運営・会員向け雑誌の発行を行い、平成16年1月以降は、PBA証券株式会社に移って、金融商品を作成したり販売したりする業務を行っていた。控訴人高山は、員数合わせのために取締役就任したものであり、プライベート社の取締役就任したからといって、役員報酬は一切もらっていない。控訴人高山は、プライベート社の営業状態について、磯辺から具体的な説明を受けて

いたとはいえないし、プライベート社の経営状況、資金繰りについてその詳細を具体的に把握することもできなかった。そして、実質的には一従業員にすぎない控訴人高山が磯辺に何か意見したとしても、独断専行的に行っていた磯辺がかかる意見を聞くはずがなく、プライベート社の経営や業務に関し、控訴人高山の磯辺に対する影響力はほとんどなかった。

(ウ) プライベート社においては、磯辺による独断専行的なワンマン経営がされており、磯辺は、プライベート社を含むグループ会社において絶対的な権限を持ち、その一切について決裁権を有していた。控訴人らが磯辺に意見を述べたとしても、磯辺がその意見に従うという可能性はなかったものであり、磯辺に影響力を及ぼすことはできなかった。控訴人らは、員数合わせのための取締役であり、無報酬でその在任期間も1年8か月にすぎない。したがって、控訴人らに任務解怠があるとしても、当該任務解怠と第三者の損害との間に因果関係はない。

(2) 被控訴人

ア(ア) 甲4号証には「本件は、元本及び利益を保証した出資の募集を行うものではありません。」と一応記載されているが、これは、同号証の一番最後に、一番小さいフォントで書かれているにすぎない。また、上記記載は、オフショアLFXの概要の説明について記載された文言であるところ、同号証には、「オフショアLFXの運用が失敗しても償還時元本を100%確保」とあえて記載されているのであるから、甲4号証は元本保証を謳っている文書であるといわざるを得ない。しかも、本件では、

100%元本を保証するという仕組みの前提として、資金の75%を定期預金に預け入れるという説明を受けていたが、実際には日本のインシュアードキャピタルという非上場会社の社債購入費用に充てられているということであり、虚偽の事実を記載した文書をもって顧客に説明しているといわざるを得ない。顧客は、資金の75%が非上場会社の社債に投資されるというのであれば、当然投資をすることはないであろうし、仮に投資するにしても、その会社の業務内容、財務状況等を知らなければ投資を検討できないところ、本件ではそのような資料は何ら示されていないのである。このような点に照らすと、乙10号証への署名を理由に説明義務を尽くしたなどとはいえないことも明らかである。また、乙11号証の1、乙15号証の1への署名は自宅で行ったものであり、署名時に何らの説明も受けていない。

(イ) 本件金融商品①の販売方法をみれば明らかなように、JPB社は組織的に「元本が100%償還される」等と虚偽の事実を申し向けて勧誘している会社であり、本件金融商品②についても、寺澤は「これからはロシアだ。有望だ。自分もやっている。間違いない。」等と断定的判断を提供して勧誘を行っているものであり、金融商品の仕組み、リスクについて説明義務を尽くしているとは到底いえない。被控訴人に形式的に乙20号証への署名をさせているからといって説明義務を尽くしたとはいえない。また、乙21号証の1への署名は自宅で行ったものであり、署名時に何らの説明も受けていない。

(ウ) 本件金融商品③についても、寺澤は「これはもう出来レースで、上が

ることが決まっている」等と断定的判断を提供して勧誘を行っている
であり、金融商品の仕組み、リスクについて説明義務を尽くしている
とは到底いえない。被控訴人に形式的に乙25号証への署名をさせてい
るからといって説明義務を尽くしたとはいえない。

イ 平成16年10月28日にプライベート社からJPB社に業務を引き継
いだという主張は否認する。両社の関係については、両社の実質的支配者
である磯部が「2社混然一体としてやっておりました。」と述べているよ
うに、両社は実質的に区別されていない。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、被控訴人の請求（当審で減縮されたもの）は、控訴人らに対し
4840万円及びこれに対する控訴人秋谷につき平成20年9月12日から、
控訴人高山につき平成21年6月5日から各支払済みまで年5分の割合による
金員の連帯支払を求める限度で理由があるものと判断する。そのように判断す
る理由は、下記2に付加ないし補足するほかは、原判決の「事実及び理由」欄
の第3の1項及び2項（原判決7頁3行目から同11頁20行目まで）に記載
のとおりであるから、これを引用する。

2(1)ア 控訴人らは、花岡や寺澤は被控訴人に対し本件各金融商品について元本
が保証されたものでないことを説明し、また、リスクを伴う旨の記載のあ
る目論見書などを交付しており、被控訴人においてもリスクがあることを
認識している旨記載した書面に署名しているのであるから、違法な投資勧
誘行為がされたものではないと主張する。

イ しかし、被控訴人が花岡から勧誘を受けるに当たって送付された「ファ

イナランシャル・プランニングに関するご提案」と題する提案書（甲4）には、原判決が認定するように、その表紙の次の頁に「ゴール」として枠で囲って、ファイナランシャル・プランニングの目的について、「ドルとユーロをベースとして、円の暴落リスクや日本経済のデフレとその後のハイパー・インフレや預金封鎖からご資産を防衛すると同時に、運用期間を当初7年間程度と定め、ドルおよびユーロベースでの元本の保全を図った上で（『元本確保型運用』）、この間の若干の価格変動リスクを受け入れつつ、外貨ベースで平均年率10%程度の元本の成長が安定的に見こめるローリスク・ミドルリターン型のポートフォリオを構築し、（運用資産が大きく目減りしてしまうようなハイリスク・ハイリターン型の運用は回避する）、元本の複利成長によって7年間で元本が約2倍程度に成長することを目指す。ただし、ポートフォリオは換金性（概ね1ヶ月程度で資金化可能）に配慮したものとする。」と記載された上、本件金融商品①について、「償還時（7年後）に最悪でも元本が満額戻ってくるように設計された『元本確保型』のオフショア・ファンドです。ファンドは、償還時の元本を100%確保しつつ、年率10%程度の利回りで元本が安定的に成長するように設計されております。」などと記載され、その付属資料にも、本件金融商品①の概要として、「オフショアLFXの運用が失敗しても償還時元本を100%確保」と記載されていたのであるから、この文面を読めば、最低でも元本が保証されると考えるのが通常である。控訴人らは、花岡らが元本保証されていないと被控訴人に説明したと主張し、その旨記載された花岡や寺澤の陳述書である乙37、38号証もあるが、甲4号証の上記記

載及び被控訴人の陳述書である甲10号証の記載に照らして信用することができない。したがって、本件金融商品①の商品概要を読んだ旨の記載のある乙10号証に被控訴人が署名しているからといって、被控訴人がリスクを認識していたことにもならない。

ウ また、甲4号証には、本件金融商品①について、「米ドルおよびユーロ建の元本確保型オフショアLFXは、ファンドの保管銀行が設定するオフショアSPC（特別目的会社）の発行する優先株で、運用が失敗しても7年後の満期日に元本の100%以上が投資家に償還される仕組みになっております。運用元本の75%はファンドの保管銀行が設定する複利元加式の定期預金で運用され、償還時には100%に成長いたしております。残金の25%にローンによる50%、計元本の75%に相当する資金がオフショアLFXで運用されます。ただし、オフショアLFXのNAVが運用開始当初よりも25%値下がった場合はオフショアLFX部分の運用は中止され、元本が目減りしないような方策が取られます。」と記載されており、元本の75パーセントは定期預金で運用され、償還時に100%が確保された上で、残りの25%にローン50%を加えた75%を運用して高い利回りを実現しようとするもので、しかも25%値下がった場合には運用を止めるというのであるから、運用の失敗にかかわらず、元本は確保されることが明確に記載されているのである。したがって、上記運用にほかならない本件金融商品①の購入の際に、「株式」投資には投下資本の回収についての経済的リスクが存在すること、「利益配当額」がゼロとなり又「残余財産分配額」が「株式」の発行価額を下まわり、又はゼロにな

る可能性があること」といった投資リスクの記載された株式引受契約書(乙11の1, 乙15の1)に被控訴人が署名し, ファンドの株式投資にはリスクがある旨記載された目論見書(乙12の1, 2, 乙16の1, 2)が被控訴人に交付されたとしても, 被控訴人において元本の保証がされていないことを認識していたものとは認められない。

エ そして, プライベートバンクに口座を開設する際に受領した書面に上記のような運用の枠組み(元本の75%を定期預金し, 残りの25%を元本の目減りをさせない範囲で運用する。)が記載されていた以上, その後の口座取引についても, 特に上記運用の枠組みを変更する旨の説明等がない限り, 同様の枠組みで運用されると考えるのが通常であるところ, 本件において, 本件金融商品②以降の取引について上記枠組みの変更について説明がされたことを認めるに足りる証拠はない(なお, 原審証人磯辺の証言によると, 元本の75%を定期預金ではなく不動産ヘッジファンドの社債で運用したことが認められるところ, 同証人は定期預金による運用ではなく社債による運用に変更したことについて被控訴人に口頭で説明したと証言するが, 投資家にとって重大な事項であるにもかかわらず甲4号証の記載がそのままになっている点に照らして信用できない。)。したがって, 本件金融商品②の購入に際し, 「ロシアへの投資はハイリスクであり, この投資に関して保証がなく, また株式を償還した際には元本割れを起こす可能性があることを理解しております。」と記載された書面(乙20号証)に被控訴人が署名し, また, 「「株式」投資には投下資本の回収についての経済的リスクが存在すること」, 「「利益配当額」がゼロとなり又「残余

財産分配額」が「株式」の発行価額を下まわり、又はゼロになる可能性があること」といった投資リスクの記載された株式引受契約書（乙21の1）に被控訴人が署名し、ファンドの株式投資にはリスクがある旨記載された目論見書（乙22の1、2）が被控訴人に交付されたとしても、また、本件金融商品③の購入に際し、「美術品に投資するため、元本が保証されるものではない」といった事実を理解している旨記載された書面（乙25号証）に被控訴人が署名しているからといって、被控訴人において元本の保証がされていないことを認識していたものとは認められない。

オ 以上によると、控訴人らの上記主張は採用することができない。

(2)ア 控訴人らは、プライベート社は平成16年10月28日に資産運用に関するコンサルタント業務をJPB社に引き継がせたから、本件金融商品③については、控訴人らは監視・監督すべき義務を負わない旨主張するところ、磯辺の陳述書である乙36号証には上記業務の引継ぎがあったという記載がある。

イ しかし、被控訴人の陳述書である甲10号証からは、プライベート社が資産運用に関するコンサルタント業務をJPB社に引き継いだ形跡は全くうかがえない。また、プライベート社もJPB社も磯辺が実質的なオーナー兼経営者であり（原審証人磯辺）、両社の本店所在地も同一で（乙4の3、乙5の1）、花岡や寺澤も両社の従業員なり役員を兼ねていたのである（甲1の1の1、2、甲1の2の1、2）から、両社の業務は一体としてされていたものと認めるのが相当である。これらの点に照らすと、乙36号証から直ちに上記業務の引継ぎがあり、控訴人らは本件金融商品③に

についても監視・監督義務を負わないと認めることはできない。

ウ したがって、控訴人らの上記主張は採用することができない。

(3)ア 控訴人らは、磯辺のみが業務内容や経営内容を把握していた、取締役会は開催されたことがなく、磯辺が一切の決裁を独断でしていた、磯辺が絶対的権力者であり意見を言う余地はなかった、控訴人らは役員報酬を受領していない、控訴人秋谷はプライベートバンクによる資産運用に係る業務に従事したことはないし、控訴人高山の上記業務の従事期間は2か月ほどであるなどとして、控訴人らは名目的な取締役にすぎないから、任務懈怠について悪意又は重過失がないし、仮に任務懈怠があるとしても、当該任務懈怠と第三者の損害との間に因果関係はないと主張する。

イ しかし、株式会社の取締役は、代表取締役、支配人らの業務執行全般を監視し、必要があれば、取締役会を自ら招集し、あるいは招集することを求め、取締役会を通じて業務執行が適正に行われるようにすべき職責を有するところ、会社経営者との間で、就任に当たって名目上の取締役であり、取締役としての職務を果たさなくてもよい旨の合意をしていたとしても、上記職責を免れる理由となるものではない。そして、この理は、取締役会が開催されず、代表取締役が独断専行しているいわゆるワンマン経営の会社の場合でも異なるものではない。取締役において職責を尽くすことが困難であると思料するのならば、就任を拒絶し、あるいは退任をすべきであって、無報酬であることや業務や経営の内容を把握していなかったことなどを理由にして、対第三者との関係において、任務懈怠に基づく責任を免除されることはないものと解するのが相当である。殊に、本件は、会社ぐ

るみで組織的に違法な投資勧誘行為をし、多額の損害を消費者に与えたという事案であって、放漫経営ないし経営判断の誤りに基づいて第三者に損害を与えたというような事案とはその性質を著しく異にするのであるから、取締役期待される監視義務は一層高度になるというべきであって、このような義務に違反し、代表取締役等の違法行為を漫然放置した場合は、相応の責を負わされることもやむを得ないというべきである。以上の点は、会社の業務全般について職責を担う代表取締役の場合は、より強く妥当するものというべきである。

ウ これを本件についてみるに、控訴人秋谷は、会社の業務全般について職責を担うべき代表取締役であったものである。また、控訴人秋谷は、磯部をはじめ全従業員が参加して週1回開かれる営業報告会議に自らも出席していた(丙13)し、控訴人高山はプライベートバンクに口座を開設した者が入会する「PB CLUB」の運営事務局の担当者であり(甲3の1)、自らも短期間ではあるが、プライベートバンクに関する勧誘業務に従事していた(丙14)というのであるから、単なる名目的取締役ともいえないものである。そして、控訴人らは上記のような地位にあり、しかもプライベート社の従業員は10人程度にすぎない(丙13、14)のである。したがって、控訴人らが代表取締役ないし取締役として通常の監視義務を尽くせば、容易に違法な投資勧誘行為が行われていることを知ることができたものであるから、控訴人らには少なくとも重過失があることは明らかである。また、控訴人らは、プライベート社が磯部のワンマン経営の会社であり、磯部に対して意見を言う余地はなかったから、仮に控訴人らに任務

懈怠があるとしても、控訴人らの任務懈怠と損害との間に因果関係がないとも主張する。しかし、控訴人らは、そもそも何らの監視行為もすることなく漫然と違法な投資勧誘行為を放置していたのであるから、これを阻止する余地がなかったなどとはいえないのであって、プライベート社がワンマン経営の会社であるということから控訴人らの任務懈怠と損害との間の因果関係が否定されるものではない。

エ 以上によると、控訴人らの上記主張も採用することができない。

3 結論

よって、原判決は相当であり、控訴人らの本件控訴はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第9民事部

裁判長裁判官 下 田 文 男

裁判官 宇 田 川 基

裁判官 足 立 哲

これは正本である。

平成22年12月8日

東京高等裁判所第9民事部

裁判所書記官 坂本香織

